

## 第8次旭川市総合計画基本計画見直しの考え方

### 1 概要・目的

第8次旭川市総合計画（以下「総合計画」という。）は、目指す都市像である「世界にきらめく いきいき旭川 ～笑顔と自然あふれる 北の拠点～」とその都市像の実現に向けた中長期的なまちづくりの方向性を示すものである。

総合計画における基本構想及び基本計画の期間は、平成28年度から令和9年度までの12年間であるが、基本計画については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、原則4年ごとに見直すこととしている。

現在は令和2年度から令和5年度までの第2期計画の期間となっており、令和6年度からの第3期計画に向けて、令和5年度中に基本計画の見直しを実施するものである。

### 2 見直しの考え方

- 基本構想に掲げる目指す都市像の実現に向けて、前回の見直しからの課題の整理及びその対応について検討する。
- 人口減少の進行や厳しさを増す財政運営など、総合計画策定時にまちづくりの展望として示した状況に加え、新型コロナウイルスの感染拡大による市民生活・地域経済への影響や、急速なデジタル化や脱炭素化の動きなど、前回見直し時から見ても大きな変化があったことを踏まえ、基本計画の見直しを行う。
- 上記を踏まえ、基本計画を構成する都市像の実現に向けての重点テーマ、基本政策ごとの施策等、都市づくりの基本方策を中心に、主に次の要素を視点を据え、内容の見直しを行う。

### 3 見直しに係る検討要素

#### (1) 都市像の実現に向けての重点テーマの見直しに係る検討要素

総合計画においては、「人口減少の抑制」と「魅力的な地域づくり」を効果的かつ集中的に推進するため、「こども」、「しごと」、「地域」に視点を当て、戦略的・横断的な3つの重点テーマを設定している。

前回の基本計画の見直し後においても、人口減少と少子高齢化が進行する中、政府は、「次元の異なる少子化対策」を掲げ、こども家庭庁の創設や、出産育児一時金の大幅増額をはじめとする結婚・妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ないこども・若者・子育て世帯への支援など、子どもに関する必要な政策の充実・強化を進めるほか、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の策定を踏まえ、自治体地方創生に資する取組などを支援しようとしている。

本市においても、「こども」分野では、令和5年度に中学生までの子どもを対象とした医療費の無償化のほか、大学等の進学と生活に係る返還不要の奨学金の新設など保護者の負担軽減とともに子どもの目線にも立った事業の実施に取り組み、「しごと」分野では、企業誘致、新規創業、コンベンション誘致に向けた支援策の拡充などを実施する。「地域」分野でも、地域コミュニティの維持に向けて、町内会役員や民生委員児童委員といった担い手の負担軽減のため、デジタル技術

を活用した取組を開始するなど、課題に向き合いながら積極的に取組を展開しており、これら現状の重点テーマについては、引き続き、重要な要素と考えられる。

一方で、例えば以下に記載する検討要素も含め、社会経済情勢に対応した施策の在り方を整理し、重点テーマの修正、追加についても検討する。

## (2) 基本政策見直しに係る検討要素

### ア 新型コロナウイルスの感染拡大の影響からの回復

新型コロナウイルスの感染拡大は、社会のシステム、人々の生活に大きな影響を及ぼし、外出自粛要請により、様々な産業が打撃を受け、経済・雇用が不安定となる中で、働き方が変わり、教育の在り方にも大きな影響をもたらした。

本市においても、令和2年2月に最初の感染者が確認されて以降、感染の拡大と縮小が繰り返され、コロナ禍が長期間に及んでいることもあり、各施策の推進に影響を与えている。

今後については、新型コロナウイルスの感染拡大の教訓を踏まえた感染症対策の考え方のほか、影響を受けた地域企業への支援や、イベント開催への対応や、観光客向けの交通手段の確保等、新型コロナウイルス感染症終息後の観光需要を見据えた観光受入体制の充実についての検討など、新型コロナウイルスの感染拡大の影響からの回復を図る必要がある、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

### イ いじめ防止対策の推進

令和3年3月に本市中学生在が遺体で発見されるという痛ましい事案は、いじめ重大事態として、真相解明に向けて再調査が行われているところであるが、二度と同様の痛ましい事態を起こさず、いじめから子どもの生命と尊厳を守るため、安心して相談することができる窓口や、地域住民の協力も得ながら、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決を目指した体制を整備するほか、不登校となった場合のケアやサポート、いじめを行った児童生徒への対応、教職員を含めた学校への支援など、再発防止対策が非常に重要である。

本市におけるいじめの防止対策については、令和5年4月から、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、学校、教育委員会と市長部局が一体となって、いじめの積極的な把握、情報の一元化による迅速かつ適切な対応、いじめを受けた児童生徒等の支援等を行う、「旭川モデル」の取組を開始するとともに、令和5年6月に、いじめの防止等に関する基本理念や基本となる事項について規定する「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定したところであり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

### ウ 健幸福社都市に向けた取組の推進

本市は、令和4年3月末の高齢化率が34.7%と高齢化が進行しており、要介護等認定者数及び認定率も共に増加傾向にあり、令和2年3月末の認定率は20.8%と、北海道、全国を上回る数字となっている。

高齢化が進展している本市の市民生活に必要な機能を維持し、健やかで心豊

かに暮らすことができるまちづくりを進めるためには、健康寿命の延伸と健康格差の縮小は大きな課題であり、健幸福祉都市を目指す本市としても、スポーツや文化活動、地域活動などをはじめ、人と人とのつながりを大切にしながらの推進などを健康増進の視点で位置付け、効果的に展開していく必要がある。

そのため、本市では、今まで以上に行政、市民、民間、地域が一体となり健幸づくりに取り組むことができるよう、新たなアクションプラン（行動計画）として「スマートウエルネスあさひかわプラン」を令和5年6月に策定しており、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## **エ 旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進**

本市では、令和4年度から、誰もが安心して充実した幸せな人生を送ることができる地域共生社会の実現に向けて、既存の相談支援体制では対応が難しい様々な困り事を抱えた方々の課題解決に対応するために、地域まるごと支援員を配置し、分野別の相談支援機関や関係行政機関等との連携、調整を図りながら、属性・世代を問わない包括的な相談支援体制の構築を進めている。

また、令和4年4月1日には、「旭川市地域共生社会の実現に向けた施策の推進に関する条例」を施行し、市、社会福祉協議会、関係団体、地域活動団体、事業者、市民がそれぞれの役割のもと、福祉、保健、医療、市民生活、人権、教育、文化、スポーツなど多様な分野で連携して、地域共生社会の実現に向けて施策を推進している。一方、地域共生社会の重要な担い手である町内会等の地域活動団体については、役員等の担い手の高齢化、後継者不足が課題となっており、活性化させる取組の更なる充実も必要であることから、3(1)で述べたように、デジタル技術を活用し、町内会役員や民生委員児童委員の負担軽減の取組も進めているところであり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## **オ 旭川市立大学の開学**

本市では、平成22年に、旧東海大学旭川キャンパス閉鎖の決定による市民団体からの要望により高等教育機関の設置検討を開始し、平成28年度からは、私立である旭川大学をベースとした公立大学の設置について検討を進め、令和3年第1回市議会において承認され、令和5年4月に旭川市立大学及び旭川市立大学短期大学部が開学した。

今後は、新学部の設置の検討など公立大学法人が推進する、全国から多くの若者を集め、地域で活躍する人材の育成・定着を図る取組のほか、これらの人材が活躍するまちの魅力の向上など、更なる地域貢献につながる大学としての取組について設置者である本市としても支えていく必要があり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## **カ デザイン創造都市の取組の推進**

本市は、家具やクラフトなどの産業分野を中心としたこれまでのデザイン活動が評価され、令和元年10月に、国際機関であるユネスコが実施するユネスコ創造都市ネットワークのデザイン分野に加盟認定された。

デザイン創造都市として、業界団体を中心に構成するあさひかわ創造都市推進協議会とともに、デザインの力でまちの価値を高め、魅力的で持続可能な未来の実現を目指し、デザインをテーマとしたセミナーの開催をはじめ、地域のデザイン人材の育成や、あさひかわデザインウィークの開催などの取組を進めるほか、国内外の加盟都市との連携強化を進めている。

令和5年度においては、外部人材を招へいし、新たに「フードフォレスト旭川構想」を立ち上げ、デザイン思考により、本市の豊かな農畜産物や食などの地域資源の魅力を最大限に生かし、商品開発や販路拡大、プロモーション、食産業や観光客の誘致など、食を中心に据えた地域産業の振興を進める予定であり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## キ 除排雪体制の充実強化

本市の道路除排雪に関する予算は、労務単価や燃料費の上昇、近年の大雪や季節外れの暖気など気象状況への変化に対応するため、年々増加しており、除雪車両オペレータの高齢化や排雪ダンプトラックの不足、除雪車両の老朽化など除雪企業を取り巻く環境もより厳しさを増している。さらには、高齢者などの除雪弱者への対応、それを支えるボランティアなど除雪の担い手不足や、雪対策に関する市民の理解向上など、持続可能な除排雪体制の確保には、多くの課題がある。

このような背景から、令和4年1月に旭川市雪対策基本計画（平成27年度～令和6年度）の中間見直しを行い、課題解決に向けた新たな取組の検討やこれまでの取組の更なる強化を図り、令和3年度からは、生活道路の排雪回数を基本1回から2回に倍増させ、道内初となる国・道・市の道路管理者三者による協定を結び、本市の冬期交通ネットワークの確保に向け連携して取り組んでいる。

令和5年度は、当初予算では過去最大となる35億2千150万円を確保するとともに、除雪企業に貸与する除雪車両の購入や新たな雪堆積場の整備を進めるほか、協定に基づく取組の一環として、除雪車両の一部への映像鮮明化装置の導入や、排雪ダンプトラックへのETC2.0の搭載による効率化の取組への参加など、デジタル技術の導入を推進する。

さらには、「(仮称)旭川市雪対策基本条例」の制定、融雪施設等の設置費用の補助制度なども継続し、除排雪先進都市の構築を進めており、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## ク ゼロカーボンシティへの取組の推進

地球温暖化の原因となっている温室効果ガスの排出抑制が世界全体の大きな課題である中、令和3年10月、本市もゼロカーボンシティを表明し、2050年までに市内における二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すこととしている。

2050年までにカーボンニュートラルを目指すためには、これまでの経済社会システムからの変革が必要であり、経済や社会との調和を図りながら広い分野で推進していくことが重要であり、本市としての方向性を早期に定めるとともに、市民一人一人の意識を高め、市民や事業者、行政等が一体となって取

り組んでいく必要があり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## ケ 女性活躍の推進

本市では、令和5年4月に女性活躍推進部を設置し、女性が抱える様々な不安や悩みに寄り添いながら、迅速かつ適切に支援へとつなげられるよう、ワンストップの相談体制を構築するほか、デジタル社会に対応した再就職支援といった女性の多様な働き方の促進、さらには政策決定過程への女性参画の拡充などに取り組む予定である。

少子高齢化、人口減少が進む中、「働き手」となる労働人口の減少が見込まれる中、多様な人材を確保し、まちの活力と成長を促進させるためにも、魅力ある仕事の創出や、子育て支援の充実などに取り組み、若者が残りたくなるまちをつくり、誰もが多様な生き方・働き方を実現でき、社会の様々な場面でより活躍できる環境を整備する必要があり、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## コ 多様な性への配慮、パートナーシップ制度の導入

性的マイノリティであることを理由とする偏見や差別を解消するため、国においては、労働施策総合推進法の改正（令和2年6月施行）に基づき、職場における性的マイノリティに関する正しい理解を促進するための取組が進められている。

本市では、令和6年1月を目途にパートナーシップ制度の導入を進める予定であり、性別や年齢にかかわらず、互いを尊重し認め合い、誰もが生き生きと活躍し、真に豊かな社会の実現に向けて、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

## サ DXの推進

令和2年度に国が「自治体DX推進計画」を策定したことを契機に、本市は、急速なデジタル技術の進展や社会環境の変化に適切に対応し、ICTを活用した行政サービスの向上や業務効率化を進めるため、「旭川市デジタル化推進方針」を令和3年8月に策定し、国が示す自治体DX推進計画等を踏まえ、ICTを活用しデジタル化を着実に進めることとした。

また、令和4年度にはCDO（最高デジタル責任者）を設置し、ICTツールを活用した業務改善や、情報システム標準化など、DXの取組を重点的に進めている。

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、国において策定した「デジタル田園都市国家構想」を踏まえ、地方自治体においても実効的なデジタル関連施策を展開する必要があり、本市としても、デジタル技術の活用により実現する目標像や、解決すべき課題を明確にし、最適な施策を進めていく必要があることから、これらの状況、課題認識、対応の方針等について基本計画への反映を検討する。

### (3) 都市づくりの基本方策見直しに係る検討要素

総合計画においては、基本構想の基本目標、基本政策を土地利用や交通体系などの都市構造の視点から横断的に捉えた「都市構造の方向性」に基づく取組を推進するための基本となる考え方として「都市づくりの基本方策」を定めている。

また、総合計画策定後には、総合計画の考え方に基づき、平成28年度に、本市の都市づくりの基本的な方針である「旭川市都市計画マスタープラン」を改定したことをはじめ、平成29年度には、同プランの具体化を図る「旭川市立地適正化計画」を策定したほか、平成30年度には、持続可能な公共交通の構築等を目指す「旭川市地域公共交通網形成計画」を策定するなど、都市づくりに係る様々な個別計画の整備が進められ、いずれの計画も、計画期間中である。

今後についても、総合計画の考え方を継続する一方、例えば、令和5年度に予定している、買物公園のあり方検討会議での協議の進捗状況や、花咲スポーツ公園基本計画の策定など、各取組の進捗状況を基本計画に適宜反映することを検討する。

### (4) その他見直しに係る検討要素

#### ア 行財政改革推進プログラムとの連動

本市は、平成16年2月に旭川市行財政改革推進プログラムを策定し、現在は、第8次旭川市総合計画の施策の着実な推進と財政面での補完を目的としたプログラムを策定しており、第8次旭川市総合計画基本計画の見直しに合わせて、4年ごとに改訂を実施しており、現在は、旭川市行財政改革推進プログラム2020（令和2年度～令和5年度）に基づき、改革の推進に努めている。

本市の財政状況は、中核市平均と比較し、財政調整基金残高は少なく、市債残高が多い状況であるほか、地方交付税等に大きく依存した財政構造であり、近年においては、労務単価の上昇やエネルギー価格の高騰等により、業務委託料や維持管理経費といった経常的経費が増加していることなどから、厳しい財政運営が続いている。

令和5年度は、行財政改革推進プログラム2020の改訂を予定していることから、これらの状況、課題認識を踏まえ、改定後のプログラムとの整合性を図りながら、基本計画の記載を検討する。